

# 第 6 回仙台市障害者ボッチャ大会

## 兼第 25 回全国障害者スポーツ大会選考会

### 実施要項

- 1 目的** スポーツを通じて体力の維持・増進を図り、明朗快活かつ積極的な性格と協調精神を養い、明るい生活の形成に寄与するとともに、市民との交流により、障害者に対する深い理解と関心の高揚を期し、もって障害者の社会参加促進に資することを目的とする。また第 25 回全国障害者スポーツ大会に出場する仙台市の代表選手を選考することを目的とする。
- 2 主催** 仙台市 / 一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会
- 3 共催** 社会福祉法人仙台市障害者福祉協会
- 4 主管** 宮城県ボッチャ協会
- 5 協力** 仙台市障害者スポーツ指導者協議会、福島県立医科大学
- 6 大会期日** 令和 8 年 4 月 25 日 (土) 【開会式】 9:30 【競技開始】 10:00 【閉会式】 14:00 (予定)
- 7 競技会場** 仙台市新田東総合運動場 宮城野体育館メインアリーナ 仙台市宮城野区新田東 4 丁目 1 番地の 1
- 8 区分判定会** ①令和 8 年 4 月 13 日 (月) 10:00~11:00 (会場 宮城野体育館 会議室 1・2)  
②令和 8 年 4 月 18 日 (土) 10:00~11:00 (会場 宮城野体育館 会議室 1・2)  
※初参加または、これまで区分判定を受けたことがない方は必ずどちらかの日程へ参加すること。

#### 9 出場資格

令和 8 年 4 月 1 日現在、満 12 歳以上の者で、仙台市内に現住所を有する者、もしくは、仙台市内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学する者で、身体障害者手帳の交付を受けた者、又はその取得の対象に準ずる障害のある者で、以下の出場部門に該当する者。

##### ①座位の部 (定員なし)

『別表 2 障害区分番号 2~8、10』に該当する者 (全国障害者スポーツ大会 (ボッチャ競技) 出場対象障害者)

##### ②立位の部 (定員なし)

『別表 2 障害区分番号 1、9』に該当する者 (全国障害者スポーツ大会 (ボッチャ競技) 出場対象障害者)

##### ③オープンの部 (定員 16 名)

『別表 2 障害区分番号 11』に該当する者 (全国障害者スポーツ大会 (ボッチャ競技) 出場対象障害区分に該当しない身体障害者 (肢体不自由))

#### ※注意事項

- (1) ①座位の部、②立位の部へ参加するものは、他の競技選考会 (陸上競技・水泳・卓球・フライングディスク・アーチェリー・団体競技北海道・東北ブロック予選) へエントリーすることはできません。オープンの部へ出場するものは、他の競技選考会へエントリーすることができます。
- (2) 昨年度区分判定を受けていない選手は、必ず『障害区分 (出場部門) の判定会』へ参加すること。  
なお、判定の結果により申込内容と異なる区分で参加となる場合があります。
- (3) 全国障害者スポーツ大会出場対象障害に該当する場合、事前の全国大会出場意向をもとに全国大会

派遣選手の選考を行います。選考及び派遣については、19に記載。

**10 競技規則** 「全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技規則」の他、本大会要項及び申し合わせ事項による。

#### 11 競技方法

(1) 1対1の個人戦とし、各部3名~4名によるリーグ戦とする。なお、各部の参加人数が2名となった場合は、同じ対戦を2試合行う。

(2) 試合形式は、**2エンド**とする。同点の場合はタイブレイクにより勝敗を決定する。

**12 組み合わせ** 組み合わせは主催者による抽選にて決定し、大会3日前までに仙台市障害者スポーツ協会のホームページに掲載する。

**13 競技用具** 競技で使用する用具は、主催者が用意するボールを使用する。ただし、自身で用意したボール（公認球のみ可）も使用することができる。投球の補助に使用する用具は、ランプのみ主催者より貸出を可とするが、その他については各自にて用意すること。

#### 14 コーチ・スポーツアシスタント・ランプオペレーターについて

下記の内容に該当する場合に付けることができるが、競技への介入（選手の意志に反する動きや助言）をすることはできない。

【コーチ】 選手1名につき、1名を認める。

【スポーツアシスタント】 選手のうち、投球準備や車いすの移動・方向を変える等が機能的に困難な者1名につき、1名を認める。

【ランプオペレーター】 車いす使用者のうちランプ使用者1名につき、1名を認める。

**15 表彰** 各組の1位から3位となったものにメダル等を授与する。ただし、出場選手が3名以下の組の場合は、1位の者にメダル等を授与する。

**16 出場申込** 指定の用紙に必要事項を記載のうえ、**令和8年3月27日（金）**必着で申込先まで（FAX、郵送、メールにて）申込むものとする。※郵送の場合、当日消印有効  
【申し込み先】

一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会

〒983-0039 仙台市宮城野区新田東4丁目1番地の1

TEL: 022-236-8690 FAX: 022-236-8691

Eメール: info@sendai-dsa.jp



#### 17 健康・安全管理

(1) 出場選手の健康・安全管理については、事前に医師の診断を受けるなど、各自において十分配慮すること。

(2) 主催者においては、大会時の傷害保険の加入と応急処置を行う以外については、一切責任を負わない。なお、競技中の負傷に対する補償は、大会において加入する保険の適用範囲内とする。普段の練習の事も含めて考えて不足と思われる際は、各自において別途加入すること。

#### 18 個人情報の取り扱い

参加申込書に記載の個人情報は、参加受付・プログラム作成等の本大会の運営、成績の報道発表・公式ホームページ等への掲載、大会主催者からの資料送付・情報提供に使用する。また、大会出場中における映像・写真・記事・記録等への掲載権は主催者に属する。以上について、本大会への申込をもって同意したものとする。

## 19 全国大会派遣選手の選考及び派遣について

- (1) 本大会は仙台市代表選手団の派遣候補選手選考の参考記録となり、候補選手は、別途開催される選考委員会において、全国大会主催者（青森県）により指定された出場競技・選手数に基づき、その年の予選会に出場し好成績を残した者、選手団全体の障害別、性別、年齢、出場経験数等を考慮して選考される。ただし、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱により、令和8年4月1日現在、満13歳以上の選手が選考対象となり、出場は立位・座位（各1名）によるペアでの出場となる。
- (2) 仙台市代表選手は、仙台市が派遣し、その経費を予算の範囲内で負担する。
- (3) 仙台市代表選手は、全国大会への出場に向け、8月～10月に実施する説明会（2回）・強化練習会（1回）・強化合宿（1泊2日）へ参加すること。
- (4) 今年度の第25回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）は10月23日～26日に開催され、仙台市選手団（ボッチャ競技）は、「**令和8年10月22日～27日**」の日程で派遣する（予定）。

## 20 感染症対策について

本大会は、行政および各競技団体等が示す感染症対策ガイドラインを基に大会を運営する。その他、基本的感染症対策は各自で実施すること。

		区分番号	障害区分・解説	競技スタイル		
				立位	座位	
肢 体 不 自 由	I	切断・機能障害	1	・多肢切断 ・両下肢完全で立位 ・両上肢不完全及び両下肢不完全 【解説】 <b>多肢切断とは</b> 、上肢・下肢の四肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者。 <b>両下肢完全とは</b> 、両下肢の3大関節（股、膝、足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具なしでは体重を支えられない者が長下肢装具を使用して立位で競技する者。 <b>両上肢・下肢不完全とは</b> 、上肢または、下肢の3大関節（肩、肘、手関節または、股、膝、足関節）のうち、1または2関節に機能障害がある者で立位で競技する者。	△	
	II	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者 ※床から上方向に手首を甲側に反らすように曲げること（背屈）や肘を曲げることとはできるが、物を握ることができない。		△
			3	第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 ※肘や指を伸展することができるが、物を握ることができない。		△
			4	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者。 ※肘の伸展、指の曲げ伸ばしができ、把持力もあるが、じゃんけんのパーのように指を強く開いたり閉じたりすることができない。		△
			5	多肢切断 【解説】上肢・下肢の四肢のうち、三肢を切断し、車いすやイスに座った姿勢で競技する者。		△
	III	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺により四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者。		△
			7	けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため、両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者。		△
			8	片上肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者。※競技の時だけ車いすを使用する片麻痺者も含まれる。		△
			9	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることをできない者。	△	
	IV		10	電動車いす常用 【解説】四肢もしくは三肢体幹機能障害により、日常的に電動車いすを使用している者。※電動車いすは、原則として（JIS T9203）によるものとする。		△
	V		11	その他、肢体不自由（オープン部） ※上記1～10に該当しない肢体不自由者。	△	

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※障害区分1～11の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者について、選手1名につき1名のスポーツアシスタントを認める。ランプ使用者には選手1名につき1名のランプオペレーター、1名のスポーツアシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。